



新型コロナウイルス
接触確認アプリCOCOA



埼玉県LINEコロナ
お知らせシステム

新型コロナウイルス対策「日常を取り戻すために」

幸手市独自の経済的支援施策などのお知らせ

■地域経済の維持など

■小規模事業者などに応援給付金

市内で事業を継続している事業者に対し、1事業者5万円の応援給付金を支給します。

■ハッピーエールプロジェクト支援事業

#幸手ハッピーエールプロジェクトに参加している事業所に、感染症対策としてかかった経費を5万円を限度として1事業所1回限り交付します。

■ハッピーエール券発行事業

#幸手ハッピーエールプロジェクトに参加している事業所で使える2,000円分の応援券を市民に配布し、事業所の経営と市民の生活を応援します。

■キャッシュレス決済事業

市内の対象店舗でPayPayによる支払いをした場合、30%のポイント(1会計3,000円まで、期間内1万円まで)を付与します。PayPay決済を新規に導入した事業所に初期費用として1万円を助成します。
問合せ 商工観光課☎(43)1111 内線592

このほか、市では衛生用備品の購入や、施設改修・交換費用など、緊急時対応、継続・回復などのメニューに合わせた事業を行います。

■経営者のみなさまへ「新型コロナウイルス感染症対策経営相談窓口設置」

さまざまな給付金が支給されているなかで、ご自身で電子申請を行うことができず、お困りの経営者に対して、商工会では専門の相談員による経営相談窓口を設置しています(予約制)。
申込専用ダイヤル ☎0480(43)6263

■医療提供体制の維持など

■医療機関・社会福祉施設等に応援給付金

感染拡大のリスクがある中、地域の医療・福祉などの提供体制を維持した医療機関・社会福祉施設等に対し、引き続き今後の提供体制の確保を応援するため、応援給付金を支給します。

支給対象

令和2年4月7日から5月25日までの間に、医療や福祉などのサービス提供を継続し、令和2年8月1日以降も引き続き市内に事業所などが所在する医療機関・社会福祉施設等

※対象機関・施設には案内を郵送します。

問合せ ◆高齢者施設等

介護福祉課☎(42)8438

◆障がい福祉サービス事業者等

社会福祉課☎(42)8435

◆児童福祉施設等

こども支援課☎(42)8454

◆医療機関等

健康増進課☎(42)8421

■学びの保証など

■学校における感染症対策等支援

消毒液や非接触型体温計などの保健衛生用品や、熱中症対策の機器などを購入します。

■子ども達の学習保障支援

オンライン学習を想定したWebカメラなどのICT機器や指導書などを購入します。

問合せ 総務課☎(43)1111 内線622

相談内容例

- ・持続化給付金電子申請の入力サポート
- ・家賃支援給付金申請手続きのサポート
- ・そのほか感染症対策の経営相談など

問合せ 幸手市商工会☎(43)3830

■住民生活の維持など

■ひとり親世帯臨時特別給付金

基本給付支給対象者

児童扶養手当の受給資格者で、つぎの①～③のいずれかに該当する人

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている
- ②公的年金などを受給しており、6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したことにより、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている

追加給付支給対象者

基本給付対象者の①または②に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人

支給額

基本給付/1世帯あたり5万円、第2子以降1人につき3万円

追加給付/1世帯5万円

※制度全般については、厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター☎0120(400)903(受付時間は平日午前9時から午後6時まで)。

問合せ こども支援課☎(42)8454

■新生児特別定額給付金

特別定額給付金の基準日(令和2年4月27日)を過ぎて、生まれたお子さんを対象に10万円を支給します。

支給対象者

令和2年4月28日から令和2年12月31日までの間に生まれ、幸手市で初めて住民票が作成された新生児の保護者(申請日時点において住民登録が幸手市にあること)

支給額 10万円/対象の新生児1人につき

手続き こども支援課窓口で出生後の諸手続きの際にあわせて申請をしてください。

※出生後の手続きが済んでいる人には、申請書を郵送します。

問合せ こども支援課☎(42)8454

■住宅リフォーム費用の一部を補助

市内の施工業者・設計業者に発注する税抜き20万円以上の住宅リフォーム工事などについて、予算の範囲内で一部を補助します。

令和2年度後期分のみ、新型コロナウイルスへの緊急経済対策として、補助率と補助上限金額が2倍になります(詳細は本紙11ページ)。

問合せ 建築指導課☎(43)1111 内線572

■水道料金の基本料金を4か月分免除

市では、水道を利用している世帯および事業者の経済的な負担軽減のため、水道料金の基本料金を4か月分免除します。なお、下水道使用料は対象外です。

免除期間

奇数月検針/9月・11月検針分

偶数月検針/10月・12月検針分

毎月検針/9月・10月・11月・12月検針分

※免除申請は不要です。水道料金から基本料金を差し引いた額で請求します。

問合せ 水道管理課☎(48)0050

■市税等の徴収猶予(最大1年間の特例制度)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時的に納税を行うことが困難である人に対し、市税などの徴収猶予を行っています。

問合せ 納税課☎(43)1111 内線154

■広報10月号に掲載!感謝を込めた「いただきます!」写真を募集!

テーマ 感謝を込めたいいただきます!
応募方法 hisyo@city.satte.lg.jp宛に、応募者の氏名、住所、電話番号、被写体続柄、被写体年齢を書いて応募

応募条件 被写体が幸手市在住の人
応募期限 9月6日(日)
その他 掲載は市選定による
詳細はWebで!

